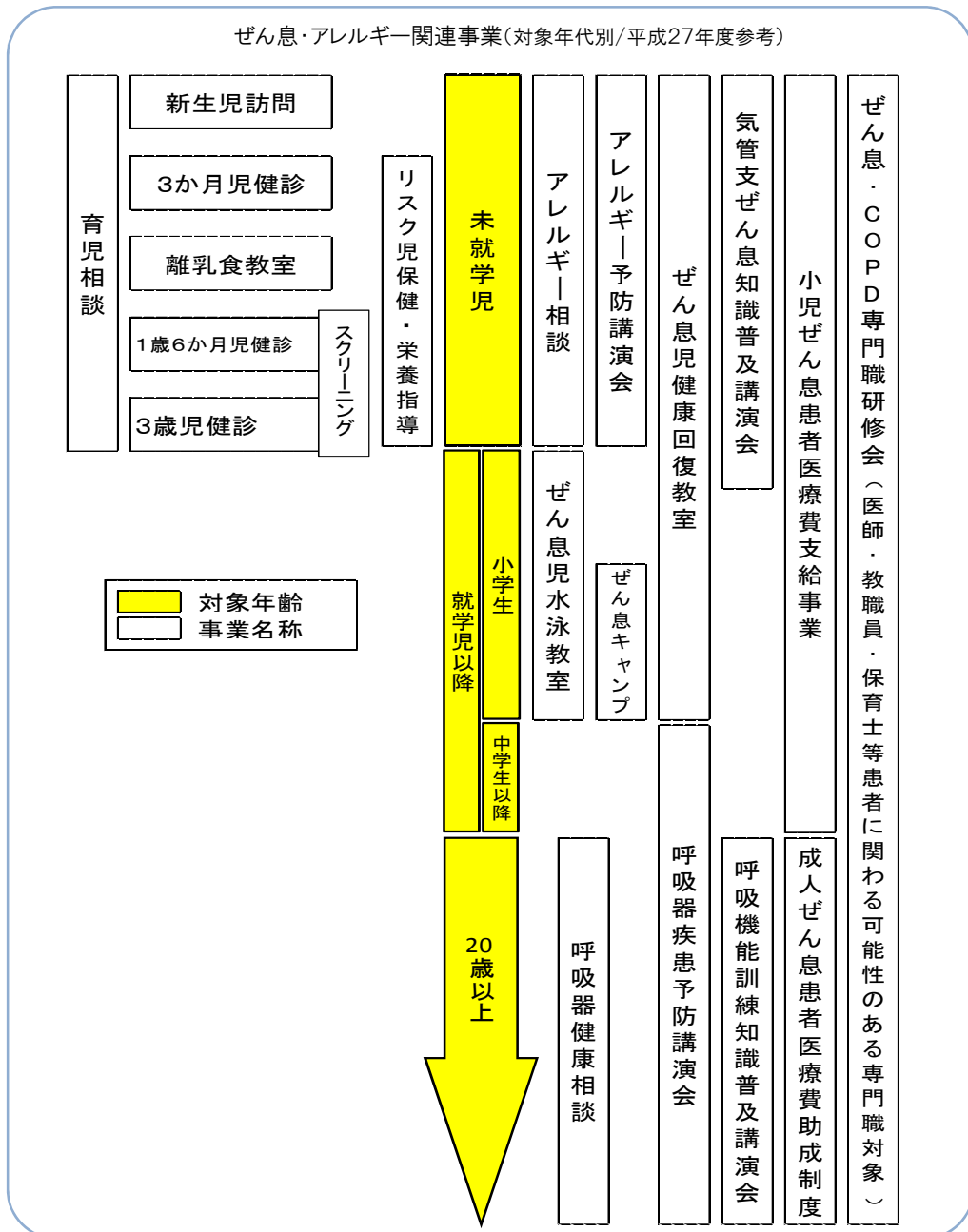


川崎市におけるアレルギー関連事業の取組みと課題について

1 取組みの概要

(1) 健康福祉局の予算で実施しているものは以下のとおり (別紙参照)

- ◆市民向けに実施する講演会等の対象者については、乳幼児を抱える保護者、小学生は本人及び保護者、成人は本人及び同居者をターゲットに開催。
- ◆専門職向けに実施する講演会等の対象者については、医師及び医療機関関係者 (区役所に勤務する専門職も含む)、就学前の乳幼児に関わる者、就学児童に関わる者をターゲットに開催。



(2) その他、各区 (市内7区)、教育委員会 (小中学校、市立高校、市立養護学校、幼稚園等)、市民・こども局 (保育園、学童保育等) 等で実施しているものもある。

ぜん息・アレルギー関連事業一覧（健康福祉局）

（平成27年度）

事業名	目的	内容	対象
1 離乳食教室	食育の推進を踏まえ、食物アレルギーやぜん息を予防するため、正しい離乳食の進め方を学ぶ。	発育・発達に応じた離乳の基準や与える食物、与え方について学ぶ。フードモデルや試食も行っている。	5か月前後の児とその保護者
2 スクリーニング	アレルギー素因保有者（保護者）に対し、気管支ぜん息の発症を可能な限り予防する。	健康診査に用いるアンケートにてアレルギー素因の有無を確認する。（平成28年度からは医師による診察も実施予定）	1歳半及び3歳児
3 リスク児保健・栄養指導	幼児のアレルギー素因保有者または有症状者等が、気管支ぜん息の発症を予防する。	幼児のアレルギー素因保有者または有症状者等、ぜん息のリスクがある児に対して相談・指導等を行う。	リスク児と考えられる者
4 アレルギー相談	アレルギー素因保有者（保護者）に対し問診・診察等を行うことで、アレルギー疾患に対する不安の軽減や、発症の予防を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問診（保健師）</li> <li>・診察・相談（医師）</li> <li>・血液検査（公害保健C）</li> <li>・栄養指導（栄養士・保健師）</li> <li>・生活環境指導（保健師）</li> </ul>	3か月児、1歳6か月児、3歳児健診時のアンケート調査において、アレルギー素因保有者と認められる者
5 アレルギー予防講演会	〃	アレルギー相談の事後フォローとして講演会を開催する。	アレルギー相談を受けた保護者等
6 気管支ぜん息知識普及講演会	ぜん息についての正しい知識知識の普及啓発と自己管理法の習得	アレルギー・呼吸器専門医師等を講師とした講演会を開催する。	ぜん息等の患者・家族
7 ぜん息・COPD 専門職研修会	ぜん息についての正しい知識知識の普及啓発	アレルギー・呼吸器専門医師等を講師とした講演会開催及び実技指導を実施する。	医師・看護師・教員・養護教諭・保育士等の専門職
8 ぜん息児健康回復教室	健康回復、保持増進に関する知識の普及と意識向上を図るとともに、日常生活の工夫や鍛錬等が継続してできることを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講話（医師・保健師・理学療法士）</li> <li>・実技指導</li> <li>・グループワーク</li> </ul>	市内在住 小6年までの小児ぜん息患者・家族
9 ぜん息水泳教室	閉塞性疾患の療養上有効である水泳教室の実施により、参加児童の健康回復・増進に寄与する。（5～7月 延べ10日間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月中旬～7月中旬延10日間</li> <li>・医師による問診、ピークフロー測定による健康管理（教室当日）</li> <li>・参加保護者のグループワーク</li> </ul>	市内在住 小1～6年生 の小児ぜん息患者
10 あおぞらウェルネス（ぜん息児キャンプ）	空気の清浄な自然環境において療養させ、同じ病気を抱える仲間とともに、保健指導、スポーツ等の行事を通じ健康の回復・増進に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月下旬 2泊3日</li> <li>・保健指導</li> <li>・スポーツ活動等</li> </ul>	気管支ぜん息等に起因する疾病に罹る小4～6までの市内在住者
11 呼吸器健康相談	呼吸器疾患患者の疾病予防並びに健康の保持増進を図る。	閉そく性肺疾患に関する相談・指導を行うとともに、必要に応じ呼吸機能検査等を行い、結果により医療機関へ紹介や呼吸機能訓練等を行う。	慢性閉そく性肺疾患患者及び公害健康被害補償制度離脱者
12 呼吸器疾患予防講演会	喫煙が肺がんや閉そく性肺疾患等の呼吸器疾患の危険因子であること等について、禁煙を希望する市民等の知識の普及啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸器専門医師等を講師とした講演会の開催</li> <li>・学校（小中高）単位での防煙教育</li> </ul>	慢性閉そく性肺疾患患者・禁煙希望者等
13 成人ぜん息患者医療費助成事業	アレルギー対策として、ぜん息患者に対し医療費の一部を助成することで、健康の回復及び福祉の増進を図る。	医療費本人負担額の一部を助成（患者負担1割）	市内に引き続き1年以上住所を有する満20歳以上の者

## 2 現状と課題

### (1) 市内の関係機関（特に行政機関内）による連携

- ◆学校、保育園等、各施設において、統一した判断・対応ができるようにする必要はある
- ◆各局がそれぞれ事業を計画しているため、効率的に事業実施できていない（対象者や内容が同じ場合がある）
- ◆事業参加者の情報が、日常生活に関わる機関と共有されていない

### (2) 市民への知識の普及・啓発

- ◆民間療法や昔ながらの方法で対応されている事例がある
- ◆食物アレルギーを心配するあまり、乳、卵を除去し続けている人がいる
- ◆ぜん息だからと、運動をさせない、外出させないと考えている保護者がいる
- ◆ライフサイクルに応じた対応や注意点が伝わるような仕組みが不足している

### (3) 医療機関や医師等専門職の人材育成

- ◆ガイドラインに沿った診療を行っていない医療機関が見受けられる
- ◆医師会と共催で研修会を企画しているが、参加者が少なく集客に苦慮している（市内 1,000 以上の病院・診療所に開催案内通知を郵送している）
- ◆専門医療機関として紹介できる病院等が（少）ない
- ◆全国で活躍されているような講師の招聘が難しい
- ◆小児アレルギーエデュケーター等コメディカルの人数が少ない

## 3 他都市のアレルギー疾患対策に関する情報

（本市が行った平成 27 年 9 月時点の政令指定都市 20 市への調査回答分より）

- ◆95%の市で教育委員会が（食物）アレルギーに関するマニュアルを作成している
- ◆75%の市で保育園を対象とした（食物）アレルギーマニュアルを作成している
- ◆50%の市でシックハウス等環境整備に関する相談を行っている
- ◆25%の市で関係機関（教育・保健・衛生・保育・環境・消防等）との連携会議を設置している（食物アレルギーのみもある）
- ◆10%の市にアレルギーを主として担当する部署がある

## 4 大気汚染による旧公害指定地域としての取組み（対象地域は大気汚染による 41 地域及びこれに準ずる 6 地域。うち 1 地域が市町村合併のため、現在 46 地域が対象）

- ◆公害健康被害予防事業として助成金で実施している
- ◆専門職向けの研修やアレルギーに関する資料（無償）等を得られる（独立行政法人環境再生保全機構の企画・作成するもの等）
- ◆川崎・横浜公害保健センターの活用（公害認定患者数の減少と公害健康被害予防事業の業務連携等）
- ◆小児ぜん息患者医療費支給制度（本人負担なし）の実施
- ◆成人ぜん息患者医療費助成制度（本人負担 1 割）の実施